

恵愛病院通所リハビリテーション「ふれあい」

重要項目説明書

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて当事業者があなたに説明すべき重要項目は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会医療法人友愛会
主たる事務所の所在地	登別市鷺別町 2 丁目 32 番地 1
法人種別	社会医療法人
代表者名	理事長 村下 十志文
電話番号	(0143)82-2200
介護保険法令に基づき北海道知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	恵愛病院通所リハビリテーション「ふれあい」 (0113512768)
介護保険法令に基づき北海道知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	病院併設型 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

2. ご利用事業所

所在地	登別市鷺別町 2 丁目 32 番地 1
電話番号	0143-86-0008

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会医療法人友愛会が開設する居宅通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正なりハビリテーションを提供することを目的とします。
運営の方針	居宅通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの医師及び従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、運動機能、日常生活動作、認知症等の維持、回復を図るためにリハビリテーション、入浴、食事の提供等を行い、生活の質の確保を重視した在宅医療ができるように支援します。

4.ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	勤務体制
医師	常勤1人勤務(午前9時～午後5時)
作業療法士	常勤1人及び非常勤1人勤務 (午前8時30分～午後5時20分)
准看護師	常勤1人勤務(午前8時30分～午後5時20分)
介護職員	常勤3人勤務(午前8時30分～午後5時20分)
運転手(介護職員兼務)	常勤1人勤務(午前8時30分～午後5時20分)

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (ただし「国民の休日」、「8月14～15日」、「12月31日～1月5日」を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時20分

6. 利用定員

1日20名

7. 対象地域

- ・ 登別市／鷺別町、美園町、若草町、新生町、栄町、富岸町、若山町、桜木町、その他
- ・ 室蘭市／高砂町、日の出町、水元町、寿町、その他

8. 利用料

1割負担の方の場合のご案内です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍になります。

< 要支援1・要支援2のかた >

介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	要支援2
1月につき	2,268円	4,228円

介護予防加算項目(1月につき)	
若年性認知症利用者受入加算	240円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1: 24円 要支援2: 48円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ ※	所定の介護サービス費及び各加算により算定された1か月の単位数に6.6%をかけた金額

< 要介護1～要介護5のかた >

通所リハビリテーション費(1回につき)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6時間以上7時間未満	715円	850円	981円	1,137円	1,290円

利用者様のご都合による遅刻や早退の場合は通常通りのご請求とさせていただきます。

加算項目(1回につき)	
入浴介助加算(Ⅰ)	40円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円
リハビリテーション提供体制加算	24円
重度療養管理加算	100円
若年性認知症利用者受入加算	60円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ ※	所定の介護サービス費及び各加算により算定された1日の単位数に6.6%をかけた金額

※印の加算につきましては区分支給限度額の算定対象から除かれます。

加算項目(1月につき)	
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1: 560円 (開始月から6月以内) 2: 240円 (開始月から6月超)

< その他利用料(実費負担) >

食費(1回につき)	690円
-----------	------

9. 送迎について

当居宅サービス事業所からご自宅までの区間は、当事業所の車両にて送迎いたします。送迎をご利用されない場合はお申し出下さい。

10. 苦情申し立て窓口

*ご利用者ご相談窓口	ご利用時間／平日 ご利用方法／電話 面接 担当	午前8時30分～午後5時20分 0143-86-0008 「ふれあい」事務室 リハビリテーション部 部長 津田 克彦
*登別市高齢・介護・障害 福祉グループ	ご利用時間／平日 ご利用方法／電話	午前9時～午後5時15分 0143-85-5720
*室蘭市介護福祉課	ご利用時間／平日 ご利用方法／電話	午前9時～午後5時15分 0143-25-2861
*国民健康保険団体 連合会介護保険苦情係	ご利用時間／平日 ご利用方法／電話	午前9時～午後5時15分 011-856-8191

11. 緊急時の対応方法

ご家族に確認後、主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

協力医療機関名	社会医療法人友愛会恵愛病院
院長名	森田 伸行
所在地	登別市鷺別町2丁目 31 番地1
電話番号	0143-82-2200
診療科	精神科、神経科、内科、小児科、循環器内科
入院設備	有り
救急指定の有無	有り
契約の概要	当事業所と病院は社会医療法人友愛会の施設である。

12. 事故発生時の対応について

- 当事業者は、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供(送迎中を含む)により事故が発生した場合には、市町村、利用者のご家族、関係居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供(送迎中を含む)にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当事業者の故意又は過失によらないときはこの限りではありません。

13. 秘密保持について

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたって業務上知り得た利用者及び家族の情報は固く保持いたします。なお、サービス担当者会議等において、ご利用者又は家族の個人情報を提供する場合がありますのでご了承願います。